

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第16号

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年岩手県条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金に積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算</u>で定める。</p> <p>(管理)</p> <p>第3条 [略]</p>	<p><u>(基金事業交付金を交付する特別の事情)</u></p> <p>第2条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。次条において「政令」という。）第17条第1項の条例で定める特別の事情は、<u>多数の被保険者の生活に多大な影響を及ぼす災害その他の事情が生じたこととする。</u></p> <p><u>(財政安定化基金拠出金の徴収)</u></p> <p>第3条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金は、<u>政令第17条第1項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収する。ただし、当該市町村から徴収することが困難であると認められる場合は、知事が当該市町村を含む全ての市町村の長と協議して定めるところにより、当該市町村を含む全ての市町村から徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による徴収は、当該交付を行った年度の翌々年度において行う。ただし、同年度において徴収することが困難であると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第4条 基金に積み立てる額は、<u>岩手県国民健康保険特別会計歳入歳出予算</u>で定める。</p> <p>(管理)</p> <p>第5条 [略]</p>

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、
基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 [略]

(補則)

第6条 [略]

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、岩手県国民健康保険特別会計歳入歳
出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第7条 [略]

(補則)

第8条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。